内子町告示第143号

当町に住民登録をしている下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第34条第２項の規定による調査の結果、居住していないことを確認したため、同法第８条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第１項の規定により、住民票を令和８年11月10日に消除したので、同条第４項後段の規定により告示する。

令和８年11月10日

内子町長　小　野　植　正　久

記

氏　　名	生年月日	住　　所
達見　慎太郎	平成16年５月19日	内子町論田1813番地

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内子町長に対して異議申立てをすることができます。また、処分の取消しの訴えは、当該処分又は異議申立てに対する決定があったことを知った日から６箇月以内に、内子町を被告として提起することができます。しかし、当該処分日又は異議申立てに対する決定日から１年を経過したときは、正当な理由がない限り提起することができません。